

例会講演要旨

東大医学部紛争史

- (一) 研修協約闘争
- (二) 誤認処分
- (三) 退官勧告

山本俊一

一、インターン制

東大を初め全国医学部の医科大学の紛争はインターン制をめぐつて発生した。この制度は昭和二年八月三〇日勅令四〇二号によって制定されたものであるが、種々の問題を含んでおり、昭和三七年ごろから廃止の動きが表面化し、昭和四三年五月一〇日、医師法一部改正法案の成立によって廃止された。医学生、研修生による紛争が発生したのは法案成立時前後であるが、その頃にはインターン制廃止はほとんど既定の事実となっており、争点はむしろ廃止後にくる登録医制あるいは報告医制と呼ばれた卒業研修制度のあり方であった。

二、六一日スト

インターン制闘争において医学生・研修生は、「国立病院ボイコット、大学病院たてこもり」を方針としたが、この戦術が大学病院との間に諸種の摩擦を起した。東大医学部でも紛争のきっかけは、いつも附属病院研修生受入れ人数であった。昭和四一年度研修に際しては一クラス一五九名受入れの要求が出され、交渉がこじれて一日ストが行なわれたが、木本病院長の決断により問題

は解決された。昭和四二年度には二クラス三〇〇名受入れの要求があり、今回も切替病院長代理の決断により受入れることとなったが、細目を決める段階で三内科受入れ人数についての折合いがつかず、交渉が難行し、結局、妥結直前に時間切れとなり学生・研修生がストに突入した。スト中も交渉が行なわれたが、学生処分問題が隘路となって行き詰った。しかし吉川医学部長の勇断により「全員戒告」の線で六一日でスト終結に漕ぎつけた。

三、実地修練妨害事件

六一日間のストが終った段階で医学部は新たな問題に直面した。ストに参加せず正規に卒業した五名の学生が現行の臨床実地修練生（インターン生）として東大病院で修練を始めたところ、スト派学生の一部がこれを妨害したのである。昭和四二年五月、新任の豊川医学部長および上田病院長は、大河内東大総長の指示により妨害した学生および研修生を処分した。

四、長期ストの開始

昭和四三年度研修に関しては三クラス三七〇名受入れの要求が出されたが、東大病院はこれを拒否した。このため昭和四二年一月二九日より学生は無期限ストに突入したが、前年とは異なり、医学部長および病院長は解決のための交渉を一切行なおうとしなかった。

五、上田内科事件

スト中の学生・研修生は交渉相手である医学部長・病院長を探していたが、昭和四三年二月一九日、病院前で偶然上田病院長を発見したので交渉を要求して跡を追った。上田病院長は学生・研

修生の追跡から逃れたが、この時病院長を助け出そうとした上田内科H医局長が暴力を振ったということで、学生・研修生が大挙して医局に押しかけ、翌朝までH医局長を拘束して追及し、遂に謝罪文を書かせて引き上げた。豊川医学部長および上田病院長は、この事件に参加した学生一二名、研修生・研究生五名を処分し、昭和四三年三月一二日にこれを発表した。これに対して直ちに、被処分学生のうちT君は誤認処分であるという声が起り、興奮した学生・研修生による学内デモ、建物占拠および東大評議会カンヅメ事件がその日のうちに相次いで発生した。

#### 六、高橋・原田メモ

T君誤認処分に関する真相究明のため、東大病院の高橋講師(物療内科)および原田講師(精神科)が九州に行き、T君のアリバイ調査を行ない、これを実証する報告書を昭和四三年三月二六日夜、東大教授懇談会で発表し、その翌日の朝日新聞朝刊にその詳細が報道された。東大医学部側は、これに対する反証をあげることができなかった。

#### 七、誤認処分異議申立て

昭和四三年三月二七日、医学部はT君に関して「当人が文書をもって正式に学部長に異議を申し出るならば、当人から事情を聴取する用意がある」と告示した。これに対してT君は四月八日に申し出てきたので医学部は直接事情聴取を行なったが、四月二〇日T君は急に態度を変え、再びスト派学生の中に戻っていった。

#### 八、紛争の全学化

東大医学部紛争は東大紛争へと拡大する潜在力を最初からもつ

ていた。例えば昭和四三年三月二八日の東大卒業式典は医学部スト学生の妨害により実施できなかった。ただし、四月一二日の東大入学式は大学側が強行した。昭和四三年六月になると医学部一般学生はストに対して倦怠感をもち始めたが、一方活動家たちは逆に尖鋭化し、六月一日、一部のものが独走して安田講堂を占拠した。六月一日、大河内東大総長は占拠学生を排除するために警察機動隊を導入した。ところが、これによって東大全体が大きな衝撃を受け、六月二〇日には全学抗議一日ストが行なわれた。東大医学部紛争から東大紛争へとエスカレートし始めたのである。

#### 九、赤松委員会

昭和四三年四月から五月の時点、すなわち紛争がまだ医学部レベルに留まっていた段階で、大河内東大総長は医学部問題を処理するために総長直属の特別学生委員会をつくった。これは赤松委員会と呼ばれた。医学部教授会と医学部学生・研修生との間の交渉によるスト解決を目指して、赤松委員会は斡旋工作を始めた。結局医学部教授会および病院の指導者からはある程度の譲歩の保証を得たが、学生に対する工作は成功せず、したがって、委員会としての成果が挙がらなかった。そして、そのうちに問題は医学部のわくを越えて拡大した。

#### 一〇、総長全学集会

警察機動隊導入により紛争の全学化を引き起こした大河内総長は、自らの責任において事態の收拾を図ろうとして、総長全学集会(総長同交)を計画した。昭和四三年六月二八日午前、東大評

議会が開かれ、医学部処分に關しては、T君の処分は還元、T君以外の一人からも異議申立てがあれば受け付けるという線に落ちついたが、総長の警官導入問題に關しては議論百出してまもらないうちに時間切れとなり、評議会としての結論が出ないまま、同日午後二時より超満員の安田講堂で総長全学集會が始まった。ところが、集會途中で大河内総長は健康状態が悪化して退場し、これを不満とする一部活動家たちはそのまま残留して遂に安田講堂を占拠するに至った。

#### 一、小林学部長時代

昭和四三年八月一日、大河内総長は告示を出し、(1)医学部処分は全員について再審査する、(2)警察力導入は好ましくないが、あの時は止むを得なかつた、(3)警察力導入を避けるため学生自身の手で学内暴力を抑制してほしい、(4)大学改革のため大学問題検討委員会を発足させる、の四点を明らかにした。これに対して八月一日、東大闘争全学共闘會議は次の七項目の反対提案を行なつた。(1)医学部処分撤回、(2)機動隊導入の自己批判、(3)青医連の公認、(4)文学部処分撤回、(5)一切の捜査協力拒否、(6)学生処分権の不行使、(7)大衆団交の場を以て以上を文書をもって確認し、責任者は辞職する。

一方、八月一日、総長告示の公表と同時に医学部首脳の交代があり、医学部長は豊川教授から小林教授に、病院長は上田教授から石川教授に変わった。すると、これを契機に医学部学生五クラス約五〇〇人のうち一八人が連名で「スト終結宣言」を行なつたので、小林医学部長はこれに呼応して卒業試験を実施すると発

表し、その受験をめぐる学生は分裂した。

#### 一、二、再審査委員会

八・一〇総長告示に基いて、東大評議会は医学部処分を再審査するために「再審査委員会」を発足させた。この委員会は処分学生との接触が得られなかつたので、もっぱら医学部教授会から事情聴取を行ない、昭和四三年一〇月、「医学部において教育的処分の条件が著しく欠如していたと思われること、手続上まことに不備不適切な点があつたことも認めざるを得ない。よつてわれわれは一人は懲戒処分に該当しないものと判断する」という報告書を東大評議会で提出した。

#### 一、三、退官問題

昭和四三年一月一日、東大評議會が開かれ、再審査委員会の報告書に基いて医学部処分が撤回され、これに対する責任をとつて大河内総長より辞意が表明され、承認された。

これに引き続いて小林医学部長は「豊川前医学部長および上田前病院長から辞意のあることを聞いている」と発言したが、これが両教授の退官問題の発端となつた。と言うのは、その後豊川・上田両教授は退官の意志のないことを明言し、一方学生たちは二教授の退官を要求したからで、この問題は紛争における一つの争点となつた。

昭和四四年一月一日、「東大集會」において加藤総長代行の締結した「確認書」の中に「評議会はこの処分に関し直接重大な責任をもつ豊川・上田両教授の退官につき、適切な措置をとる」という項目があつた。そこで加藤総長代行は白木医学部長に対し

て適切な措置をとるよう指示したが、医学部教授総会は両教授に對して辞職勧告を行なう件について意志決定をすることができなかった。そこで三月一四日の東大評議会が「さきに表明された辞意を速やかに実現されることが至当である」という見解を決議してこの問題に終止符を打った。しかし、豊川・上田両教授は遂に辞職しなかつた。

一四、医学部確認書

昭和四三年一月三日に新たに選出された白木医学部長は、東大医学部紛争を終結させるため就任早々共闘系学生と折衝を始めたが、成功しなかつた。一方、一二月二四日、民青系学生が中心となつて医学科学生大会が開かれ、学生代表が選出されたので、医学部教授会はこれらの代表と折衝を開始し、加藤総長代行の締結した「七学部（医学部など三学部が含まれていない）確認書」に立脚して「医学部集会」を行なうこととなつた。昭和四四年一月二六日に行なわれたこの集会は、反対派学生の乱入によつて中断されたが、その後代表団交渉により「医学部合意書」が締結され、二月三日の医学科学生大会はこれを承認して一年ぶりでストを解除した。しかし一部学生はなおストを継続していたので授業再開にはなお至らなかつた。

一五、正常化

昭和四四年四月一日に就任した中井医学部長は、授業再開に反對する学生・医局員などの数回にわたる折衝を経て、五月二八日、一六カ月ぶりで医学部授業を再開し、これによつて一応東大医学部紛争は終結し、正常化が達成された。しかし、その後もな

お東大病院を中心に紛争の余波は続いた。

正誤表

三十一卷四号 小関恒雄著

「法医学」なる語はいつ頃から使われたか

頁数	行	数	誤↓正
五二九	後・三行		ここに↓ここに
五三四	後・二行		consistents→constituents

第三十一卷四号 例会講演要旨 横川弘藏  
日本医学校と女性医師の先駆者たち

頁数	行	数	誤↓正
五八二	下段右より八行		耳鼻咽喉科↓耳鼻咽喉科
五八三	上段右より六行		多川すみの項 名簿↓女医名簿 女医に日本女医五十年史に↓日本女医五十年史を 生澤久及↓生澤久乃
	右より七行		昭和三十四年十月
	右より十行		↓昭和三十年四月十日